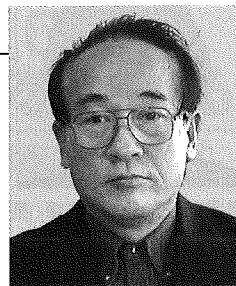


関税撤廃を原則に「すべての品目をテーブルに載せる」交渉には参加しない：これが日本の選択



財団法人日本農業研究所
客員研究員
服部信司

1. TPP参加問題についての民主党の提言と首相の態度

11月10日、民主党の経済連携についてのプロジェクト・チームは、「『(TPP交渉参加は)時期尚早・(参加)表明すべきではない』という発言が多かった。従って、政府は慎重に判断することを提言する」という提言をまとめ、政府に提起した。

11月11日、野田首相は「APEC首脳会議において、TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした」「医療制度、伝統文化、美しい農村風景、そうしたものを断固として守り抜く」と表明した。

本来ならば、「慎重に判断する」という民主党の提言を尊重し、交渉参加に慎重な姿勢(即判断をしない。国民的議論を進める)が取られてしかるべきである。首相の表明が民主党の提言に沿う態度表明でなかったことは、極めて遺憾である。また、どういう方針で「美しい農村を守り抜くのか」についての説明がない。

ただし、TPPについての首相の表明は、民主党内の強い懸念、野党各党の反対に押さ

れて、交渉参加ではなく「協議に入る」となった。鹿野農水大臣は「交渉参加ではない」としている。

またAPEC首脳会議(ハワイ)での首相の態度も、「TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入る。それ以上でも以下でもない」(首相)という「慎重な態度に終始した」と報じられている(読売新聞、11月15日)。それは、国内の強い反対・懸念を考慮したものであろう。だが、その首相の「慎重な態度」は、TPP交渉への参加を前提として、その方向に国内をもっていくための「慎重な姿勢」とみられる。

2. 「すべての品目をテーブルに載せる」：そうするか、否かの問題

ハワイにおける日米首脳会談における野田首相の発言内容について、アメリカ側の発表と首相の会談直後の説明に食い違いが生じた。アメリカ側は、野田首相が「すべての物品やサービスを交渉のテーブルに載せる」と発言したとした。これに対し、日本側は、「事実ではない(発言していない)」とし、「事実関係がないことはアメリカ側も認めた」

とした。だが、問題の核心は、発言があったか否かではない。

今回のTPP交渉は、「物品については原則として関税を撤廃すること」を前提としており、それへの参加については、「すべての品目を交渉のテーブルに載せること」に同意することが必要」ということをアメリカ・ニュージーランドは提示してきた。「すべての品目を交渉のテーブルに載せること」に同意しなければ、TPP交渉への参加はできないのである。

関税撤廃の例外としたい品目がある場合、それを例外にし得るか否かは、交渉を行っての上のことであって、あらかじめ、交渉から外すことはできないわけである。問題は、「すべての品目を交渉のテーブルに載せる」TPP交渉に参加するか、否かの問題なのである。

3. 米豪FTAを前例としても、例外の追求は1~2作物

米豪FTAにおいて、アメリカ側は砂糖とブルー・チーズなどを関税撤廃の例外としている。それらの品目数は総品目数の1%に当たる。このことから、今回のTPP交渉においても、総品目数の1%くらいは例外品目にし得るのではないかとする見方もある。仮に交渉に入った場合、この見方を前提にすれば、日本の総品目数9,040の1%は90品目だから、米(51品目)プラス1作物くらいを例外に置くことを追求していくことになる。「譲れないものは譲れない」という首相の国会答弁は以上のようなことを念頭に置いているのかも

しれない。

だが、日本の重要品目は、米+1作物で終わるのではない。日本はWTO交渉において、米、小麦、砂糖、牛乳・乳製品、牛肉、豚肉を重要品目としてきた。仮に、米+1作物を例外に置くことを追求しえたとしても、他の5作物の関税を撤廃して、昨年の閣議で決定した自給率の向上・農村振興が実現できるわけがない。「美しい農村」を維持し得るわけがない。

「守るべきものは守る」「美しい農村風景を守る」というならば、TPP交渉に参加しないこと、「すべての品目をテーブルに載せる」ような交渉はしないことが最上の選択となる。

4. アメリカとの事前協議

「TPP交渉参加に向けての関係国との協議」=事前協議は、早ければ12月から始まる。最大の相手は、アメリカである。そのアメリカのカーク通商代表は、日本との事前協議の事項として、①牛肉の月齢制限の撤廃、②日本郵政の保険・金融、③自動車を挙げた。

牛肉の月齢制限とは、日本がアメリカからの牛肉輸入を月齢20カ月以下の牛肉に限っていること(アメリカにおけるBSEの発生による)であり、アメリカはその撤廃を求めてきた。それを事前協議において出してくるわけである。これについて、厚生労働省は、(TPPとは関係なく)月齢制限を30カ月に引き上げる方向で検討を始めている。それが、科学的検討に基づく日本の方針であり、アメリカが「撤廃」を求めても、毅然としてその方針を堅持する必要がある。